

管理者講習受講者各位

茨城県公安委員会
(公印省略)

令和6年度風俗営業管理者講習申込み手続について

平素、管理者の皆様方には風俗営業の適正化に御努力いただいていることに対しまして厚く御礼申し上げます。

皆様は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項の規定により概ね3年に1回講習を受講することが義務付けられており、貴営業所については本年受講対象となっておりますので下記のとおり御案内いたします。

記

1 送付書類等

本紙のほか

- ・ 管理者講習通知書
- ・ 令和6年度風俗営業管理者講習実施予定表
- ・ 受講申込書

の3種類を同封しました。

2 申込み手続等について

管理者講習通知書により指定された日時・場所で受講することになります。

指定された講習日の10日前までに管轄警察署生活安全課において、同封の受講申込書により申込みの手続を行ってください。

申込み時に必要なものは、封書に同封した上記3種類のほか

- ・ 風俗営業管理者証
- ・ 講習受講手数料 2,600円（茨城県収入証紙）

です。

収入証紙については、管轄警察署の交通安全協会窓口等で購入することができます。

*警察署生活安全課 受付時間 平日（土日祝日を除く。）8:30～17:15

3 講習当日の受付場所及び時間

(1) 受付場所

指定された受講場所

(2) 受付時間

受講日の午後0時45分～午後1時まで

4 講習当日の持ち物等

- (1) 管理者講習通知書
- (2) 風俗営業管理者証
- (3) 筆記用具

5 その他注意事項等

受講対象者は、風俗営業管理者証の交付を受けた当該営業所の管理者本人であり、代理出席等は認められません。

本講習を正当な理由なく受講されない場合は、行政処分を受ける場合があります。

途中退席等される場合には、来年度再受講していただきますので御了承ください。

講習の最後に修了考査があります。

本講習についての御質問等は、管轄警察署生活安全課までお問い合わせください。